

令和 8 年 6 月 議 会

議 案 説 明 資 料

- 議案第 125 号 令和 8 年度福岡市一般会計補正予算案（第 1 号）
- 議案第 126 号 令和 8 年度福岡市市債管理特別会計補正予算案（第 1 号）
- 議案第 127 号 福岡市市税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 151 号 福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

財 政 局

議案第125号

令和8年度 福岡市一般会計

歳入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
3	22 繰入金	1 財政調整 基金繰入金	1 財政調整 基金繰入金	5,000,000	60,664	5,060,664
合 計				5,000,000	60,664	5,060,664

補正予算案（第1号）

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金受入金	千円 60,664	福岡市財政調整基金条例に基づく基金受入金の追加

議案第126号

令和8年度 福岡市市債管理特別会計

歳 入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
12	1 市 債	1 市 債	1 一 般 会 計 債	53,102,333	149,000	53,251,333
合 計				53,102,333	149,000	53,251,333

歳 出

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
14 5 15	1 繰 出 金	1 他 会 計 金 繰 出 金	1 一 般 会 計 金 繰 出 金	53,102,333	149,000	53,251,333
合 計				53,102,333	149,000	53,251,333

補正予算案(第1号)

節		金額	説明
区分	金額		
6	経済観光文化債	千円 149,000	文化施設整備事業債の追加

節		区分		金額	説明
区分	金額	区分	金額		
27	繰出金			千円 149,000	市債収入金繰出金の追加 〔関連歳入〕 (1) 市債 経済観光文化債 149,000 千円

議案第 127 号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

地方税法の改正に伴い、福岡市市税条例（以下「市税条例」という。）の一部を改正する必要があることから、条例改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 「わがまち特例」の見直し（附則第 27 条）

地方税法の改正により、固定資産税について、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直しが行われたことに伴い、市税条例において特例割合を定めるもの。

(2) 免税点の見直し（第 44 条）

地方税法の改正により、固定資産税（家屋及び償却資産）の免税点が引き上げられたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

(3) グリーン化特例の延長（附則第 32 条）

地方税法の改正により、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用期限が 2 年延長されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

(4) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲の拡大（第 23 条、第 23 条の 3、第 23 条の 4）

地方税法の改正により、個人市民税について扶養親族等申告書を提出する公的年金等受給者の範囲が拡大されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

(5) 寄附金税額控除の対象とする寄附金の見直し（第 21 条、第 21 条の 2）

地方税法の改正により、公益信託の信託事務に関連する寄附金が寄附金税額控除の対象に追加されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

(6) その他規定の整備（第 50 条、附則第 25 条、附則第 26 条）

地方税法の改正等に伴い生じた項ずれについて、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

- (1) 第 50 条、附則第 25 条～第 27 条、附則第 32 条・・・・・・・・・・・・ 公布の日
- (2) 第 21 条、第 21 条の 2、第 23 条、第 23 条の 3、第 23 条の 4・令和 9 年 1 月 1 日
- (3) 第 44 条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和 9 年 4 月 1 日

「わがまち特例」の見直し

1 「わがまち特例」について

国が定める地方税制の特例措置について、国が法律で一律に定めていた特例割合を地方自治体が自主的に判断し、法で定める上限と下限の範囲内で、条例で決定できるようにする仕組み。

2 地方税法及び市税条例の改正概要

次の地方税法の改正を踏まえ、再生可能エネルギー発電設備について、表のとおり市税条例において特例割合を定めるもの。

(1) 太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例の見直し

対象をペロブスカイト太陽電池^{※1}を使用した一定の設備に限定したうえで、適用期限を3年延長するもの。

※1 軽量かつ柔軟性を持つ次世代型太陽電池であり、従来型では設置困難な耐荷重が小さい屋根や壁面等の場所にも設置可能な設備。

(2) 風力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例の見直し

対象を再エネ海域利用法^{※2}・港湾法に基づく洋上風力発電設備及び温対法^{※3}・農山漁村再エネ法^{※4}に基づく陸上風力発電設備に限定したうえで、適用期限を3年延長するもの。

※2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律

※3 地球温暖化対策の推進に関する法律

※4 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

(3) バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例の見直し

対象を出力が10,000kW未満のバイオマス発電設備に限定したうえで、適用期限を3年延長するもの。

【現行】

特定再生可能 エネルギー発電設備	区分及び特例割合【地方税法】			特例割合【福岡市】
太陽光	1,000 kW 未満 (1/2～5/6)			1/2 (1/2 軽減)
	1,000 kW 以上 (7/12～11/12)			7/12 (5/12 軽減)
風力	20 kW 未満 (7/12～11/12)			7/12 (5/12 軽減)
	20 kW 以上 (1/2～5/6)			1/2 (1/2 軽減)
バイオマス (20,000 kW 未満)	10,000 kW 未満 (1/3～2/3)			1/3 (2/3 軽減)
	10,000 kW 以上	下記以外	(1/2～5/6)	1/2 (1/2 軽減)
		一般木質・ 農作物残さ区分	(11/14～ 13/14)	11/14 (3/14 軽減)



【改正案】

特定再生可能 エネルギー発電設備	区分及び特例割合【地方税法】			特例割合【福岡市】
太陽光	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備 (1/3～2/3)			1/3 (2/3 軽減)
風力	再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備 (1/2～7/10)			1/2 (1/2 軽減)
	港湾法に基づく洋上風力発電設備 温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備 (1/2～5/6)			1/2 (1/2 軽減)
バイオマス	10,000 kW 未満 (1/3～2/3)			1/3 (2/3 軽減)

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に新たに取得されたものに限り、3か年度分の固定資産税の軽減措置を行うもの。

免税点の見直し

地方税法の改正により、令和9年度以後の固定資産税について、家屋に係る免税点が30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点が180万円（現行：150万円）にそれぞれ引き上げられたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

グリーン化特例の延長

地方税法の改正により、新車登録後、最初に課税する軽自動車税を燃費性能に応じて軽減するグリーン化特例（軽課）について、電気自動車等の適用期限が2年延長されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

軽減率	区分		適用期限
75%軽減	電気自動車 天然ガス自動車	営業用乗用 自家用乗用 営業用貨物用 自家用貨物用	令和8年3月31日 ↓ 令和10年3月31日 (2年延長)

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲の拡大

地方税法の改正により、個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、提出義務の範囲が拡大されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

寄附金税額控除の対象とする寄附金の見直し

地方税法の改正により、公益信託の信託事務に関連する寄附金が個人市民税における寄附金税額控除の対象に追加されたことに伴い、市税条例において所要の改正を行うもの。

新旧対照表

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(寄附金税額控除の対象とする寄附金)</p> <p>第21条 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体(次条において「法人等」という。)に対する寄附金であつて、市民の福祉の増進に寄与すると認められるものとして、市長が指定したもの(次条において「指定寄附金」という。)とする。</p> <p style="text-align: center;">(寄附金の指定手続等)</p> <p>第21条の2 前条 _____ に規定する寄附金の指定(以下この条において「寄附金の指定」という。)を受けようとする法人等 _____ は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人等 _____ の名称及び代表者の氏名</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市内に主たる事務所又は事業所を有しない法人等 _____ にあつては、市内に有する事務所又は事業所の所在地</p> <p>(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">(寄附金税額控除の対象とする寄附金)</p> <p>第21条 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金であつて、市民の福祉の増進に寄与すると認められるものとして、市長が指定したもの(次条において「指定寄附金」という。)とする。</p> <p>(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、福岡県知事の認可(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条の認可をいう。)を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの</p> <p>(4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所を有する認定特定非営利活動法人等(同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。)に対するもの</p> <p style="text-align: center;">(寄附金の指定手続等)</p> <p>第21条の2 前条(第1号、第2号又は第4号に係る部分に限る。)に規定する寄附金の指定 _____ を受けようとする法人又は団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人又は団体の名称及び代表者の氏名</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市内に主たる事務所又は事業所を有しない法人又は団体にあつては、市内に有する事務所又は事業所の所在地</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前条(第3号に係る部分に限る。)に規定する寄附金の指定を受けようとする公益信託の受託者</p>

改正前	改正後
<p>2 <u>寄附金の指定を受けた法人等は、前項</u></p> <hr/> <p>_____の申請書に記載した事項に変更があつた場合においては、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項_____の申請書の提出があつた日の属する年の1月1日から当該寄附金の指定の日までの間に支出された寄附金(当該寄附金の指定に係るものに限る。)は、指定寄附金とみなす。</p> <p>6 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第23条 法第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と</p>	<p>は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>公益信託の名称</u></p> <p>(2) <u>受託者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</u></p> <p>(3) <u>受託者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>前条に規定する寄附金の指定(以下この条において「寄附金の指定」という。))を受けた法人若しくは団体又は公益信託の受託者(以下この条において「法人等」という。))は、前2項の申請書に記載した事項に変更があつた場合においては、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4・5 略</p> <p>6 第1項又は第2項の申請書の提出があつた日の属する年の1月1日から当該寄附金の指定の日までの間に支出された寄附金(当該寄附金の指定に係るものに限る。)は、指定寄附金とみなす。</p> <p>7 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第23条 法第294条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と</p>

改正前	改正後
<p>生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第23条の3第1項第3号及び第23条の4第1項 <u>において</u>同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第314条の7第1項及び第11項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び前年の合計所得金額が法第314条の2第2項に定める基礎控除額以下の者については、この限りでない。</p> <p>2～7 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第23条の3 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、</p>	<p>生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第23条の3第1項第3号<u>並びに</u>第23条の4第1項及び第2項第4号 <u>において</u>同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第314条の7第1項及び第11項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び前年の合計所得金額が法第314条の2第2項に定める基礎控除額以下の者については、この限りでない。</p> <p>2～7 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第23条の3 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項</p>

改正前	改正後
<p>_____合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第2条の3の4第2項に定めるものをいう。次条第4項及び第35条の5第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第23条の4 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定</u></p>	<p>第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る_____。)の氏名</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第2条の3の4第2項に定めるものをいう。次条第5項及び第35条の5第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第23条の4 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける市内に住所を有する個人であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次</u></p>

改正前	改正後
<p>する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) 施行規則第2条の3の6第1項各号に掲げる事項</p> <p>2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、前項の規定によ</p>	<p>項第3号において同じ。)(退職手当等(第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)</p> <p>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける市内に住所を有する個人(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) 施行規則第2条の3の6第1項各号に掲げる事項</p> <p>3 第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、第1項の規定によ</p>

改正前	改正後
<p>り記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>り記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p><u>3</u> 略</p>	<p><u>4</u> 略</p>
<p><u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告者の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令<u>第48条の9の7の3</u>において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p><u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告者の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令<u>第48条の9の8</u>において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点)</p>	<p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点)</p>
<p>第44条 同一の者について、1区内におけるその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、<u>土地に</u> _____あつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>第44条 同一の者について、1区内におけるその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、<u>土地又は家屋にあつては30万円</u> _____、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第50条 略 2～6 略</p>	<p>第50条 略 2～6 略</p>
<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略</p>	<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略</p>
<p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分に</p>	<p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分に</p>

改正前	改正後
<p>ついて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 施行令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>ついて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 施行令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>
<p>12・13 略</p>	<p>12・13 略</p>
<p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>15 略</p>	<p>15 略</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>第25条 法附則第56条第13項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第3号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第25条 法附則第56条第12項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第3号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第20項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあつては、同項第1号に掲げる者との関係</p>	<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第17項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあつては、同項第1号に掲げる者との関係</p>
<p>(2) 法附則第56条第13項に規定する取得された土地(次号において「代替土地」という。)の所在、地番、地目及び地積</p>	<p>(2) 法附則第56条第12項に規定する取得された土地(次号において「代替土地」という。)の所在、地番、地目及び地積</p>
<p>(3)・(4) 略</p>	<p>(3)・(4) 略</p>
<p>第26条 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を</p>	<p>第26条 法附則第56条第13項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を</p>

改正前	改正後				
<p>8 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11・12 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="130 1102 778 1137"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略	<p>8 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11・12 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="817 1102 1465 1137"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略
略	略				
略	略				
3 略	3 略				

再エネ設備の固定資産税に係る「わがまち特例」の見直しに伴う 福岡市市税条例の改正について

地方税法の改正により、再エネ設備の固定資産税について、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直しが行われたことに伴い、福岡市市税条例（以下「市税条例」という。）において特例割合を定めるもの（議案第 127 号、総務財政委員会への付託）。

1 「わがまち特例」について

国が定める地方税制の特例措置について、国が法律で一律に定めていた特例割合を地方自治体が自主的に判断し、法で定める上限と下限の範囲内で、条例で決定できるようにする仕組み。

2 再エネ設備の固定資産税に係る地方税法の改正概要

(1) 太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例の見直し

対象をペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限定したうえで、適用期限を 3 年延長。

(2) 風力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例の見直し

対象を再エネ海域利用法^{※1}・港湾法に基づく洋上風力発電設備及び温対法^{※2}・農山漁村再エネ法^{※3}に基づく陸上風力発電設備に限定したうえで、適用期限を 3 年延長。

※1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律

※2 地球温暖化対策の推進に関する法律

※3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

(3) バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例の見直し

対象を出力が 10,000kW 未満のバイオマス発電設備に限定したうえで、適用期限を 3 年延長。

3 市税条例の改正概要

再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、市税条例に規定する特定再生可能エネルギー発電設備の固定資産税に係る特例割合を、**引き続き最大の軽減措置となる割合に設定するもの。**

【現 行】

特定再生可能 エネルギー発電設備	区分及び特例割合【地方税法】		
太陽光	1,000kW 未満 (1/2～5/6)		
	1,000kW 以上 (7/12～11/12)		
風力	20kW 未満 (7/12～11/12)		
	20kW 以上 (1/2～5/6)		
バイオマス (20,000kW 未満)	10,000kW 未満 (1/3～2/3)		
	10,000kW 以上	下記以外	(1/2～5/6)
		一般木質・ 農作物残さ区分	(11/14～ 13/14)

特例割合【福岡市】
1/2 (1/2 軽減)
7/12 (5/12 軽減)
7/12 (5/12 軽減)
1/2 (1/2 軽減)
1/3 (2/3 軽減)
1/2 (1/2 軽減)
11/14 (3/14 軽減)



【改正案】

特定再生可能 エネルギー発電設備	区分及び特例割合【地方税法】		
太陽光	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備 (1/3～2/3)		
風力	再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備 (1/2～7/10)		
	港湾法に基づく洋上風力発電設備 温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力 発電設備 (1/2～5/6)		
バイオマス	10,000kW 未満 (1/3～2/3)		

特例割合【福岡市】
1/3 (2/3 軽減)
1/2 (1/2 軽減)
1/2 (1/2 軽減)
1/3 (2/3 軽減)

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に新たに取得されたものに限り、3か年度分の固定資産税の軽減措置を行うもの。

議案第 151 号

福岡市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

令和8年3月31日に地方税法の一部が改正され、一部は同年4月1日から施行されることに伴い、福岡市市税条例等の改正を行う必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡市市税条例等の一部を改正する条例を令和8年3月31日に次のように専決処分した。

本件は、このことについて同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるもの。

1 対象条例

- ・福岡市市税条例（以下「市税条例」という。）
- ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例（以下「合衆国特例条例」という。）
- ・福岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第55号。以下「改正条例」という。）

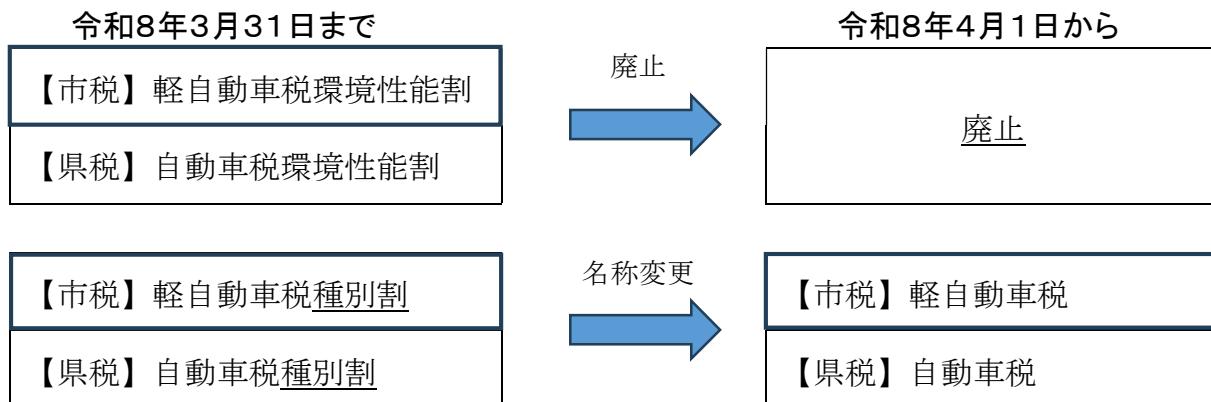
2 軽自動車税における環境性能割の廃止に伴う規定の整備

地方税法の改正により、令和7年度末をもって軽自動車税環境性能割が廃止されるとともに、軽自動車税種別割の名称が変更されたことから、市税条例においても同様の改正を行ったもの。また、合衆国特例条例及び改正条例においても軽自動車税種別割の名称の変更を行ったもの。

3 施行期日

令和8年4月1日

《 参 考 》



新旧対照表

第1条による改正 福岡市市税条例(昭和36年福岡市条例第53号)

改正前	改正後
<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税の種別割を滞納していることとする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第25条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5(第35条の4の2において準用する場合を含む。第1号において同じ。)、第32条の4第1項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。第1号において同じ。)、第33条第1項(法第321条の8第34項及び第35項に規定する申告書に係る部分を除く。)、第35条の4、第47条、<u>第59条の4第1項</u>、第61条、第69条の6、第93条の7若しくは第96条又は法第473条第1項若しくは第2項、法第599条第1項、法第625条第1項、法第701条の46第1項若しくは法第701条の47第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号及び<u>第5号から第7号までに掲げる期間並びに第2号から第4号までに定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第463条の2第1項各号に掲げる税額</u></p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税_____を滞納していることとする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第25条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5(第35条の4の2において準用する場合を含む。第1号において同じ。)、第32条の4第1項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。第1号において同じ。)、第33条第1項(法第321条の8第34項及び第35項に規定する申告書に係る部分を除く。)、第35条の4、第47条_____、第61条、第69条の6、第93条の7若しくは第96条又は法第473条第1項若しくは第2項、法第599条第1項、法第625条第1項、法第701条の46第1項若しくは法第701条の47第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号及び<u>第4号から第6号までに掲げる期間並びに第2号及び第3号_____に定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>同項各号に定める日</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第59条 日本赤十字社が所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のうち、直接その本来の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、種別割を課さない。</u></p> <p>(1) <u>巡回診療又は患者輸送の用に供するもの</u></p> <p>(2) <u>救護資材の運搬の用に供するもの</u></p> <p>(3) <u>その他前2号に準じる軽自動車等で市長が認めるもの</u></p> <p>(種別割 <u> </u> の課税免除)</p> <p>第59条の2 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>種別割</u> を課さない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(<u>環境性能割の徴収の方法</u>)</p> <p>第59条の3 <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。</u></p> <p>(<u>環境性能割の申告納付</u>)</p> <p>第59条の4 <u>環境性能割の納税義務者は、法第45条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の</u></p>	<p>(4)～(6) 略</p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第59条 日本赤十字社が所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のうち、直接その本来の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>巡回診療又は患者輸送の用に供するもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>救護資材の運搬の用に供するもの</u></p> <p>(5) <u>その他前各号に準じる軽自動車等で市長が認めるもの</u></p> <p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第59条の2 次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u> を課さない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>納税義務者を除く。)</u>は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第59条の5 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> <u>第59条の6 市長は、第64条第1項各号に掲げる者が納税義務者である軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を軽減又は免除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> <u>(種別割 〃 の税率)</u></p> <p>第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割 〃</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略 <u>(種別割 〃 の納期)</u></p> <p>第61条 <u>種別割 〃</u>の納期は、5月15日から同月末日までとする。 <u>(種別割 〃 に関する申告又は報告)</u></p> <p>第62条 <u>種別割 〃</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の</p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第60条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略 <u>(軽自動車税の納期)</u></p> <p>第61条 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月15日から同月末日までとする。 <u>(軽自動車税に関する申告又は報告)</u></p> <p>第62条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式 〃</u>による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の</p>

改正前	改正後
<p>所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4・5 略 (種別割<u> </u>の減免)</p> <p>第64条 次の各号のいずれかに該当する者が、その専用する軽自動車等について納税義務者である場合においては、当該軽自動車等に係る<u>種別割</u>を免除する。ただし、免除すべき理由発生の日が納期限経過後である場合においてはこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項に定める者のほか、災害その他特別の事情により市長が特に必要と認める者に対しては、<u>種別割</u>を軽減又は免除する。</p> <p>3 第1項又は前項の規定によつて<u>種別割</u>の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限前3日までに市長の定めるところによつて、軽減又は免除の申請をしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限り</p>	<p>所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4・5 略 (<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第64条 次の各号のいずれかに該当する者が、その専用する軽自動車等について納税義務者である場合においては、当該軽自動車等に係る<u>軽自動車税</u>を免除する。ただし、免除すべき理由発生の日が納期限経過後である場合においてはこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項に定める者のほか、災害その他特別の事情により市長が特に必要と認める者に対しては、<u>軽自動車税</u>を軽減又は免除する。</p> <p>3 第1項又は前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限前3日までに市長の定めるところによつて、軽減又は免除の申請をしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限り</p>

改正前	改正後
<p>でない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の課税外標識の交付等)</p> <p>第66条 法第445条又は第59条の2第2号の規定により原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る種別割____を課されない者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車の課税外標識の交付を受けなければならない。ただし、<u>法第443条第3項本文の規定により使用者に対して種別割____を課する場合</u>においては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>)</p> <p>第31条の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の減免の特例</u>)</p> <p>第31条の3 <u>市長は、当分の間、第59条の6の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例</u>)</p> <p>第31条の4 <u>第59条の4の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付</u>)</p> <p>第31条の5 <u>市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の種別割の税率の特例</u>)</p> <p>第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上</p>	<p>でない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の課税外標識の交付等)</p> <p>第66条 法第445条又は第59条の2第2号の規定により原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る<u>軽自動車税</u>を課されない者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車の課税外標識の交付を受けなければならない。ただし、<u>法第443条第2項本文の規定により使用者に対して軽自動車税を課する場合</u>においては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>(<u>軽自動車税_____の税率の特例</u>)</p> <p>第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上</p>

改正前	改正後
<p>の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項</u>に規定する_____車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段</u>の規定による_____車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号</u>に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>同項</u>_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>
<p>4 <u>法附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第60条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の</u></p>	

改正前	改正後
<u>種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u>	

第2条による改正 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例(昭和33年福岡市条例第42号)

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、アメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊(以下「合衆国等の軍隊」という。)の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「合衆国特例法」という。))第2条第3項から第6項まで及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和29年法律第188号。以下「国連特例法」という。))第2条第3号から第6号までに規定するものをいい、以下「合衆国等の軍隊の構成員等」と総称する。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車に対する軽自動車税の種別割の税率に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例並びに合衆国特例法第4条及び国連特例法第3条に基づく軽自動車税の種別割の徴収方法について福岡市市税条例(昭和36年福岡市条例第53号。以下「市税条例」という。)の特例を定めることを目的とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率)</p> <p>第2条 合衆国等の軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車に対する軽自動車税の種別割の税率は、1台につき、それぞれ次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の徴収の方法)</p> <p>第3条 合衆国等の軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税の種別割は、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 合衆国等の軍隊の所有する軽自動車等のう</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、アメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊(以下「合衆国等の軍隊」という。)の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「合衆国特例法」という。))第2条第3項から第6項まで及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和29年法律第188号。以下「国連特例法」という。))第2条第3号から第6号までに規定するものをいい、以下「合衆国等の軍隊の構成員等」と総称する。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車に対する軽自動車税_____の税率に対する軽自動車税_____の賦課徴収の特例並びに合衆国特例法第4条及び国連特例法第3条に基づく軽自動車税_____の徴収方法について福岡市市税条例(昭和36年福岡市条例第53号。以下「市税条例」という。)の特例を定めることを目的とする。</p> <p>(軽自動車税_____の税率)</p> <p>第2条 合衆国等の軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車に対する軽自動車税_____の税率は、1台につき、それぞれ次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(軽自動車税_____の徴収の方法)</p> <p>第3条 合衆国等の軍隊の構成員等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税_____は、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 合衆国等の軍隊の所有する軽自動車等のう</p>

改正前	改正後
<p>ち、専ら合衆国等の軍隊以外のものが使用するもので、合衆国特例法第4条第7項及び国連特例法第3条第2項の規定に基づき当該使用者に対して課する軽自動車税の種別割の徴収についても前項の方法による。</p> <p>(軽自動車税の種別割の証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 前条の規定により軽自動車税の種別割を証紙徴収の方法によつて納付しようとする納税義務者は、毎年5月15日から同月末日までに、福岡市の発行する証紙を市長から購入して、当該軽自動車税の種別割を払い込まなければならない。この場合において、市税条例第62条第1項の申告書(以下「申告書」という。)に、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の検印を受けることにより、証紙に代えることができる。</p> <p>2 前項の場合において、軽自動車税の種別割の納税義務は、申告書に、購入した証紙を貼られたとき又は納税済の検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の納税証明書の交付)</p> <p>第5条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車に係る軽自動車税の種別割の納税義務者が前条第2項の規定により納税義務を完了した場合においては、納税証明書を交付する。</p>	<p>ち、専ら合衆国等の軍隊以外のものが使用するもので、合衆国特例法第4条第7項及び国連特例法第3条第2項の規定に基づき当該使用者に対して課する軽自動車税_____の徴収についても前項の方法による。</p> <p>(軽自動車税_____の証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 前条の規定により軽自動車税_____を証紙徴収の方法によつて納付しようとする納税義務者は、毎年5月15日から同月末日までに、福岡市の発行する証紙を市長から購入して、当該軽自動車税_____を払い込まなければならない。この場合において、市税条例第62条第1項の申告書(以下「申告書」という。)に、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後納税済の検印を受けることにより、証紙に代えることができる。</p> <p>2 前項の場合において、軽自動車税_____の納税義務は、申告書に、購入した証紙を貼られたとき又は納税済の検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>(軽自動車税_____の納税証明書の交付)</p> <p>第5条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車に係る軽自動車税_____の納税義務者が前条第2項の規定により納税義務を完了した場合においては、納税証明書を交付する。</p>

第3条による改正 福岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第55号）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>10 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る福岡市市税条例（以下「条例」という。）附則第32条第1項の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>11 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る条例第60条及び附則第32条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>10 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る福岡市市税条例（以下「条例」という。）附則第32条第1項の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>11 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る条例第60条及び附則第32条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>